

公益財団法人高知県文化財団共催及び後援事業承認事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人高知県文化財団（以下「財団」という。）が共催又は後援する事業に係る承認事務を適正に行うための承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共催 事業の企画、運営に参画し、また経費の一部を負担するなど当該事業について責任の一部を負担することをいう。

(2) 後援 文化・芸術の振興などに貢献するため、事業の実施について賛同することをいう。

(名義)

第3条 財団が行う事業の共催又は後援の名義は、次の各号のとおりとする。

(1) 公益財団法人高知県文化財団

(2) 財団が管理委託を受けた機関

(1)、(2)の併記

(承認基準)

第4条 共催の承認基準は別表1に、後援の承認基準は別表2に掲げるとおりとする。

(申請手続)

第5条 共催又は後援の承認を受けようとするものは、別記第1号様式に事業計画書、収支予算書及び関係書類（企画書等、事業内容がわかるもの）を添えて、事業開催1ヶ月前までに、理事長に提出するものとする。なお、後援の承認を受けようとする場合は、収支予算書の提出を要しないものとする。

2 後援の承認を受けようとするもののうち第3条第2号の名義にかかる申請は、当該機関の長に提出するものとする。

(決定)

第6条 前条の規定による申請があった場合、第3条に規定する名義の使用については、その内容を審査し、適当と認めるときは別記第2号様式による承認通知により、承認できないときはその旨を、それぞれ当該申請者に通知するものとする。この通知は次の各号に定めるところによる。

(1) 共催並びに後援のうち第3条第1号及び第3号の名義の使用については理事長が行うものとする。

(2) 後援のうち第3条第2号の名義の使用については当該機関の長が行うものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 事業の主催者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに当該変更又は中止に係る内容について別記第3号様式又は第4号様式によって届け出なければならない。

(承認の取消)

第8条 共催又は後援を承認した事業であっても、その内容が第4条の承認基準に該当しなくなると認められるときその他共催又は後援することが不適当となったと認められるときは、その承認を取り消すものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 事業の主催者は、実施報告書(第5号様式)に収支決算書及び関係資料を添えて、事業終了後1ヶ月以内に理事長又は当該機関の長に提出しなければならない。なお、後援の場合は、収支決算書の提出を要しないものとする。

(無断使用)

第10条 共催又は後援の承認の手続きを経ずに、第3条に規定する名義を無断使用した場合(承認前に既に印刷し、公表した場合を含む。)は警告書を出すとともに、その事由によっては、以後の共催又は後援の承認は認めないものとする。

(雑則)

第11条 申請者が事実と異なる申請を行った場合又は第9条の規定に定める書面を提出していない場合には、その事由によっては、以後の共催又は後援の承認は認めないものとする。

2 この要領に定めるもののほか必要な事項については、理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年11月20日から施行する。

附則

この要領は、平成14年10月15日から施行する。

附則

この要領は、平成20年1月10日から施行する。

附則

この要領は、平成23年6月3日から施行する。

附則

この要領は、公益財団法人高知県文化財団の設立の登記の日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

共催事業の承認基準

<p>主催者についての承認基準</p>	<p>別表 3 に掲げているいずれにも該当しないもので、かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国、地方公共団体及びこれらの機関 2 教育機関及び教育研究団体 3 教育、学術及び芸術文化の振興に寄与する事業を行う法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。） 4 新聞社、放送局等報道機関
<p>事業内容についての承認基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 高知県文化財団の方針及び公序良俗に反しないものであること。 2 事業の目的内容が明らかに、教育、芸術又は文化の向上普及に寄与するもので公益性のあるものであること 3 特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと 利害に関与するものでないこと 4 特定の団体の利益を目的とするものでないこと 5 事業の内容及び規模から、営利目的でないこと 6 高知県文化財団等が負担する責任の範囲が明確になっているものであること

備考

- 1 主催者については、主催者についての承認基準の 1 から 4 のいずれかに該当するものでなければならない。
- 2 事業内容については、事業内容についての承認基準の 1 から 6 のすべての項目に該当しなければならない。
- 3 「これに準ずる団体」とは、営利目的が顕著でなく、公益性の高い事業を実施する組織であって、そのジャンルにおいて公益的な活動組織であること。
- 4 「公益性のあるもの」とは、優れた芸術文化を、低廉で広く県民に提供できると認められるものとする。

別表 2 (第 4 条関係)

後援事業の承認基準

<p>主催者についての承認基準</p>	<p>別表 3 に掲げているいずれにも該当しないもので、かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国、地方公共団体及びこれらの機関 2 教育機関及び教育研究団体 3 教育、学術及び芸術文化の振興に寄与する事業を行う法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。） 4 新聞社、放送局等報道機関
<p>事業内容についての承認基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公序良俗に反しないものであること 2 事業の目的内容が明らかに、教育、芸術又は文化の向上普及に寄与するもので公益性のあるものであること 3 特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと 利害に關与するものでないこと 4 特定の団体の利益を目的とするものでないこと 5 事業の内容及び規模から、営利目的でないこと

備考

- 1 主催者については、主催者についての承認基準の 1 から 4 のいずれかに該当するものでなければならない。
- 2 事業内容については、事業内容についての承認基準の 1 から 5 までのすべての項目に該当しなければならない。
- 3 「これに準ずる団体」とは、営利目的が顕著でなく、公益性の高い事業を実施する組織であって、そのジャンルにおいて公益的な活動組織であること。
- 4 「公益性のあるもの」とは、優れた芸術文化を、低廉で広く県民に提供できると認められるものとする。

別表 3（第 4 条関係）

- 1 暴力団（「高知県暴力団排除条例」平成 22 年度高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を給与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難させるべき関係を有しているとき。

第1号様式(第5条関係)

(公財)高知県文化財団(共催・後援)申請書

年 月 日

様

団体所在地

団体名

代表者

㊟

下記について(共催・後援)を申請します。

事業の名称			
開催日時			
会場			
希望名義 希望の番号 を○で囲んで ください。	1 (公財)高知県文化財団 2 美術館・歴史民俗資料館・坂本龍馬記念館・文学館・埋蔵文化財センター (いずれかを○で囲んでください) 3 (公財)高知県文化財団と2のいずれかの併記 (2のいずれかを○で囲んでください)		
主催団体名			
他の後援団体 等(予定含む)			
入場料		参加見込者数	
連絡責任者	住所 〒 連絡責任者氏名 TEL FAX Email		
備考			

- 1 事業計画書、収支予算書(後援申請の場合は不要)及び関係資料を添付してください。
- 2 申請は、事業開催の1ヶ月前までに提出してください。
- 3 共催の申請書を提出する場合は、申請書備考欄に、高知県文化財団等に求める役割や責任の範囲を記入してください。

■ 承認を受けた場合、ホームページ等への公演情報掲載について許可 (します ・ しません) 「します」の場合、下記にもご記入ください。

連絡先	(掲載可 ・ 掲載不可) *どちらかを○で囲んでください。 掲載可の場合、下記に掲載する内容をお書きください。
ホームページ等	(リンク可 ・ リンク不可) *どちらかを○で囲んでください。 リンク可の場合、下記に URL アドレスをお書きください。

事業計画書

*簡潔にお書きください。

公演名等	
公演趣旨・目的	
公演の内容（何をするか）	
主催団体名	
団体設立年月日	
団体概要 （設立目的） （事業内容）	
組織役職員	
団体構成員及び加入条件	
沿革、実績等	
その他特記事項	

■ 具体的な内容がわかる企画書等を必ず添付してください。

収 支 変 更 内 訳 書

事業名：

主催団体名：

項 目		予 算 額 (円)		説 明
		変更前	変更後	
収 入	入場料収入			
	補助金・助成金			
	プログラム等売上			
	広告料収入			
	その他			
	自己負担金			
合 計				

項 目		予 算 額 (円)		説 明
		変更前	変更後	
支 出				
合 計				

■支出の項目は各団体等の経理区分でご記入ください。(ご不明の場合はご連絡ください。)

第2号様式（第6条関係）

高文 第 号
平成 年 月 日

様

（共催・後援）事業の承認について（通知）

平成 年 月 日付で申請のあった事業については、（共催・後援）事業として下記のとおり承認します。

記

- 1 対象事業
- 2 会場
- 3 期間 承認の日から平成 年 月 日まで
- 4 名義 名義は としてください。
- 5 事業計画の変更など
承認後、事業計画を変更、または中止しようとする場合は、直ちに第3号様式又は第4号様式にて届け出をしてください。
また、事業終了後1か月以内に事業実施状況について、報告書を提出してください。
- 6 ポスター・チラシ・パンフレット等出来あがりましたら提供をお願いします。
- 7 留意事項
事業の内容が（共催・後援）の承認基準に該当しなくなったと認められるときその他承認することが不適當となったと認められるときは、承認を取り消すこととなります。

第3号様式

(共催・後援) 事業変更申請書

平成 年 月 日

様

平成 年 月 日付け 高文 第 号で (共催・後援) の承認のありました事業について下記のとおり計画変更をしたいので申請します。

団 体 名

団体所在地

代表者氏名



事 業 名	
変更内容	

第4号様式（第条関係）

事業中止届出書

平成 年 月 日

様

平成 年 年 日付け 高文 第 号で（共催・後援）の承認があった事業について下記のとおり中止としたいので届出します。

団体名

団体所在地

代表者氏名



事業名	
実施予定日	
中止の理由	

第5号様式（第9条関係）

平成 年度（公財）高知県文化財団（共催・後援）事業実施報告書

平成 年 月 日

様

団体名

団体所在地

代表者名



平成 年 月 日付け 高文 第 号で（共催・後援）の承認のありました事業を終了しましたので、下記のとおり報告します。

事業の名称	
事業の内容等	
開催日時	
入場者数	
成果	
その他特記事項	

■ その他、必要な提出書類（必須）

「収支計算書（後援の場合は不要です）」、「実績を示す資料（チラシ、写真、パンフレット等）」を添付してください。